

陶磁器月報《調査票番号5130》

(旧)

1. 製品			
項目		単位	番号
品目			

～略～

台 食 卓 所 用 品	和 飲 食 器		kg	0112
	洋 飲 食 器	ディナーウェア	kg	0113
		その他の洋飲食器	kg	0114
	台所・料理用品		kg	0115
玩 具 ・ 置 物		kg	0116	

(新)

1. 製品			
項目		単位	番号
品目			

～略～

台 食 卓 所 用 品	和 飲 食 器		kg	0112
	洋 飲 食 器	ディナーウェア	kg	0113
		その他の洋飲食器	kg	0114
	台所・料理用品		kg	0115
玩 具 ・ 置 物		kg	0116	

[改正要旨]

①「上絵付加工業者」を対象から除外し、絵付加工賃は委託した事業所が記載するよう変更する。

- 注：1. 上絵付加工（焼成を含む）のみを行った場合（素地の購入又は支給の如何を問いません）には、その製品の上絵付加工金額のみを「販売」欄に記入してください。重量については記入する必要はありません。
2. 土器（全く施釉しない粘土製品）は除きます。

注削除

注：土器（全く施釉しない粘土製品）は除きます。